

平成 23 年 8 月 26 日

愛媛県木造住宅耐震診断事務所 各位

愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会
愛媛県建築物耐震評価委員会

木造住宅（改修）耐震診断結果報告書の評価について

今年度各市町において実施している木造住宅耐震診断補助事業に係る診断評価及び今年度から新たに取扱いを開始する改修耐震診断評価（耐震改修終了時点における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。改修補助を行う市町の管内限定）については、下記により対応していただきますようお願いいたします。

記

1．評価機関について

各市町で実施している補助事業に係る耐震診断及び改修耐震診断については、下記の評価機関で評価を受ける必要がありますので、（改修）耐震診断結果報告書を作成後、報告書を下記機関まで提出してください。（報告方法等については「2．評価事務の流れ」を参照）

【機関名】愛媛県建築物耐震評価委員会

【事務局】（社）愛媛県建築士事務所協会

住 所 〒790-0002 松山市二番町 4 丁目 1-5

連絡先 TEL：089-945-5200 FAX：089-945-5318

2．評価事務の流れについて

下記 ～ の流れで手続きを行ってください。基本的には耐震診断も改修耐震診断も同じです。

（詳しい事務フローについては次ページ参照）

申込者より依頼のあった木造住宅の（改修）耐震診断を実施し、結果報告書等の作成が完了した場合は、上記の評価機関に「評価依頼書（別添様式）」、「木造住宅耐震診断結果報告書（2部）」及び関係資料を提出し、評価料（診断 3,000 円、改修耐震診断 12,000 円）を支払ってください。

平成 23 年度については、別紙日程により評価委員会を開催し評価を実施する予定ですが次に留意してください。

）受付期間は厳守してください。受付期間を過ぎた場合は、次回での扱いとなります。受付後、報告書等に不備がある場合は F A X または E メール等により連絡しますので、不備事項について対応の後、是正済みの報告書様式を上記期日までに再提出してください。

）第 1 回については、今年度に耐震改修補助事業を予定する住宅の耐震診断評価及

び改修耐震診断評価に限定させていただきます。

今年度は耐震診断しか実施しない住宅(補助申込が診断だけの住宅)については、できるだけ第2回に提出してください。

評価終了後、評価証及び報告書(正本1部、改修評価の場合は改修計画書共)を返送(報告書等の副本は各市町へ送付されます)しますので、診断結果について申込者に説明の後、評価証と報告書を渡してください。その後、診断・設計費用と立て替えておいた評価料を申込者より受領し、領収書を渡すことで業務完了となります。

提出方法	【報告書関係】 「郵送」又は「持参」	
	【評価料】 「銀行口座振替」又は「持参」 1 銀行振込の場合は、協議会からの領収書は発行しません。 (銀行での振替領収書により代替可能なため) 2 評価料は、申請者より事前に徴収せず診断事務所まで立替えて支払うこと。 3 評価料の振込口座については、「4. 評価料の支払い先」を参照のこと。	
耐震診断	提出書類	提出部数
	「木造住宅耐震診断結果報告書評価依頼書」	1 枚
	「木造住宅耐震診断結果報告書」(一式)	2 部
	各市町の受付印のある「木造住宅耐震診断事業補助金申込書」若しくはこれに代わる書面の写し	1 枚
	木造住宅耐震診断結果報告書チェックリスト	1 部
	1 5に記載している、診断プログラムで診断を行った場合、 「プログラムデータを保存したCD」 2 手計算等により診断した場合、 「診断根拠資料(計算書等)」	1 1枚 2 1部
改修耐震診断	「木造住宅改修耐震診断結果報告書評価依頼書」	1 枚
	「改修計画書」 (添付)耐震改修計画図 ・各階平面図 施工箇所、補強内容(筋交い、合板、火打ち、補強金物等) 及び耐力壁端部の柱の上下の接合部の仕様がわかるもの ・その他、評価に必要な図面、資料で評価委員会の指示するもの	2 部
	「木造住宅改修耐震診断結果報告書」(一式)	2 部
	各市町の受付印のある「木造住宅耐震改修事業補助金申込書」若しくはこれに代わる書面の写し	1 枚
	木造住宅改修耐震診断結果報告書チェックリスト及び 改修計画書チェックリスト	1 部
	1 「プログラムデータを保存したCD」 2 手計算等により診断した場合、 「診断根拠資料(計算書等)」	1 1枚 2 1部

「耐震チェック」以外の診断プログラムで診断を行った場合、提出が求められている耐震診断結果報告書の様式による打出しがなされませんので、その場合は、各自で様式を作成して提出してください。

改修耐震診断評価については、平成23年度から取扱いを開始しますので改修計画書については記載例に倣い作成してください。

報告書作成～報告書提出までの事務フロー（ の事務の詳細について）

～注意事項～

各市町で補助申込等の手続き完了後、（改修）耐震診断が完了した場合は、所定の受付期間内に報告書を評価機関へ提出してください。（書類不備がある場合で期間内には正できない場合は次回委員会扱いになりますので余裕をもって提出してください）

モデルケース～診断から評価依頼までのフロー～

事務の内容	注 意 事 項
<p>報告書類の整備</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>添付している様式を整備する。 チェックリスト 木造住宅耐震診断結果報告書 （2部）</p> <p>評価依頼書（1枚） <u>各市町の耐震診断事業補助金申込書等の写し</u> （改修診断の場合のみ） 改修計画書及び添付図書（2部）</p>
～ 耐震診断（改修耐震診断の場合は改修計画・改修設計図書の作成共）の実施 ～	
<p>報告書・依頼書を作成する</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>依頼書及び報告書を、上記の様式により作成する。</p> <p>診断にかかる「計算書」等を整備する。</p>
<p>依頼書及び報告書等を評価委員会に提出する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼書 ・報告書（改修計画書）一式（2部） ・診断根拠資料（計算書等） <p>提出先 別添参照（評価委員会）</p> <p>提出方法 持参 郵送</p>
<p>評価料を評価委員会に支払う。</p> <p>評価料</p> <p>診 断： 3,000 円</p> <p>改修診断： 12,000 円</p> <p>改修診断(変更)： 6,000 円</p>	<p>支払方法</p> <p>下記の または の方法のどちらかで支払う。</p> <p>評価委員会まで持参する。 協議会の銀行口座に振り込む。</p> <p>銀行振込の場合の注意事項 <u>複数の物件の評価料を振込む場合、振込は1件づつとすること。</u> （振込の際の振替領収書を事務局発行の領収書に代えるため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込依頼者は診断事務所ではなく、診断申込者としてください。 ・ の場合のみ、事務局から領収書が発行されます。 ・評価料は診断事務所が立て替えて支払い、評価終了後、申込者に請求するようにしてください。

《各市町耐震診断担当者さんへ》

耐震診断事業補助金申込書等の写しは、必ず建物所在地（番地）及び住居表示（番地）の両方を明記していただくとともに、各市町の受付番号と受付年月日も記載されたもので発行願います。

3. 注意事項

(1) 診断料及び評価料は、評価終了後に申込者より受領すること。(事前に申込者に請求しないこと。)

また、申込者には、評価料の領収書(評価機関発行のもの又は銀行の振替領収書)及び診断費用の領収書(診断事務所が発行するもの)を合せて渡してください。

(2) 各市町の補助を受けて実施しない耐震診断又は「改修設計に伴う改修耐震診断」については、評価委員会による評価作業は行いませんのでご注意ください。

(各市町の補助事業として適切な診断(改修計画)がなされているかを評価するものであり、個人が単独で実施する耐震診断については、建築士事務所が診断結果に責任をもって行うことが前提であり、公的に診断結果を評価する必要性がないことから評価依頼があっても受け付けないこととしております。)

(3) 改修耐震診断評価については、次を前提に評価し改修計画が構造上あるいは経済性上最善であるか等はあくまで設計者(耐震診断技術者)の責任においてなされるものであることに留意願います。

計画(設計)段階において、改修計画は有効か否か、改修後は一定の耐震性能を有するか否かを技術的に判断するものであり、その耐震性能を示す改修耐震診断(改修計画に基づき適切に実施された改修工事後を想定した耐震診断)が適正に実施されていることを評価するものであること。

評価は提出書類(設計図書)に記載されている範囲内で審査を行うものであり、現地確認等も行わないこと。

補強箇所、工法、経費等は設計者、施工者の考え方には差異があり、評価は最善の改修計画であるかの判断をするものではなく、経済性の評価をするものでもないこと。

評価対象は耐震性能に係る部分であり、改修に伴い変化する可能性がある居住性や建築基準法への適合性などについては評価対象外であり、改修計画者の責任において適切に処理するものであり、住宅所有者に内容を説明すべきものであること。(例:外壁開口部である窓を塞いで新たに耐力壁を設ける計画であるが、これによりその居室の採光、換気が減少する)

工事費については、補助対象の内外及び額とも評価の対象外であること。

(4) 評価料に係る消費税の取扱いについての留意事項

これまでの実施状況では、診断事務所が申込者に請求する額のうち、評価料と診断費用の合計金額に消費税を掛けて請求している事例が多く見られました。

評価料は申込者が評価機関に対して支払うというスタンスであり、評価料には消費税が含まれていることから、事務所が別途評価料に係る消費税を申込者に請求しないようお願いします。

(適切な事例)

診断費用が 30,000 円 (税抜) の場合

(診断費用に係る消費税相当額: 30,000 円 × 5%)	1,500 円
診断費用 (税込) 30,000 円 + 1,500 円	31,500 円
評価料 (税込)	3,000 円
請求額	34,500 円

(不適切な事例)

診断費用が 30,000 円 (税抜) の場合

診断費用 (税抜)	30,000 円
評価料 (税込)	3,000 円
合計	33,000 円
消費税 (33,000 円 × 5%)	1,650 円
請求額	34,650 円

4. 評価料の支払先について

評価料の振込みは下記の銀行あてに振り込んでください。

支払先名	愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会
銀行名・支店名	伊予銀行・愛媛県庁支店
預金種別	普通預金
口座番号	1 6 0 7 0 4 4

(注意事項)

複数の物件にかかる評価料を振り込む場合は、1 件毎(3,000 円、6,000 円、12,000 円) に別々で振込みを行ってください。(まとめて納入されると、依頼者に事務所が請求する場合に不備が生じる恐れがあるため)。また、振込依頼者も、1 件毎に診断申込者名での納入としてください。

なお、振込対応された方は、納入チェックの際の混乱を防ぐため、振込み用紙のコピーを、速やかに事務所協会まで送付されたい。

5. 改修診断評価後の計画変更の取扱いについて

改修診断評価後に改修計画を変更して次に該当する場合は、変更改修計画書及び変更改修耐震診断報告書を提出して、変更評価(再評価)を受けるものとし、手続きは当初評価依頼に準じる。

評点(各階、各方向別)が下がる場合

評点は上がっているが、次に該当する場合

- ・ 壁補強位置の変更により偏心率が大きくなるなど「耐力要素の配置等」による低減係数(E)の値が小さくなる。
- ・ 補強する耐力壁のうち、変更に係わる壁延長が、当初計画の補強耐力壁の延長の過半を超える。なお、変更とは、その位置又は補強方法・仕様が変わることをとする。

5 参考（耐震診断プログラムについて）

下記に記載するプログラムについては、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル 2 - 1 採用する耐震診断法」にある同等の診断方法に該当するプログラムとして活用が可能ですのでご案内します。

プログラム概要

《プログラム名》 「耐震チェック」

《開 発 者》 錦建築設計事務所

《診断種別及びライセンス購入費用》

「一般耐震診断法」	10,500 円
「一般耐震診断法」 + 「精密耐震診断法」	21,000 円

「精密耐震診断法」のみの購入はできませんので注意願います。

《プログラムダウンロード先》

<http://www.katch.ne.jp/~time-man/index-n.htm>

報告書作成方法

プログラムを実行後、診断結果報告書の打ち出しが可能です。打ち出した報告書を添付することにより報告が可能です。（新たにマニュアルの報告書で作成する必要はありません。ただし、（様式1）表紙については、マニュアルの様式により作成し、提出してください。

評価にあたり、プログラムデータをCD等に保存のうえ、CD等を報告書とともに提出することとなります

6 評価証及び報告書の返送について

評価後、評価証と提出された報告書を返送しますので、報告書の提出の際に、返送先住所、宛名等を記入した返信用封筒を同封してください。（切手は、不要です）

なお、評価証等を（社）愛媛県建築士事務所協会へ受け取りに来ていただける場合は、返信用封筒は不要です。

また、指摘事項等がある場合の連絡先について、見やすい箇所にFAX番号を明記してください。（名刺の添付でもかまいません）

平成23年度 愛媛県耐震改修評価委員会開催日程

	受付期間	審査期間	評価証 交付期間	備考
第1回	9月1日 ～ 9月9日	9月15日 ～ 9月30日	10月1日 ～ 10月5日	・今年度中に耐震改修を予定する耐震診断 ・耐震改修評価
第2回 (予定)	11月1日 ～ 11月10日	11月20日 ～ 12月15日	12月20日 ～ 12月28日	・耐震改修評価 ・改修補助申込のない「耐震診断」の集中 審査
第3回 (予定)	12月1日 ～ 12月9日	12月20日 ～ 1月15日	1月20日 ～ 1月30日	〃

(注1) 受付期間と審査期間の間の期間については、事務局による事務的審査等を行います。

(注2) 次年度以降については、偶数月初旬受付(初回6月、最終回12月)、翌月下旬評価証交付(同7月、1月)の年4回開催を想定していますが、今年度の実施状況により決定する予定です。